

年金定期預金

令和7年4月25日現在

商 品 名 (愛 称)	きのくに年金定期預金 (スーパー定期預金)
販売対象	・ 個人のお客様 当金庫にて公的年金を受給されている方、または当金庫口座に新たに年金受取りを指定された方。 (企業年金・個人年金等、公的年金以外は対象外となります)
期 間	・ 定型方式…1年 ・ 普通定期預金、元金自動継続定期預金 (利息振替方式)
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	・ 通帳式のみ取り扱いができます。 ・ 100円以上 ・ 1円単位 ・ 500万円 (「はじめて年金定期預金」と合算で500万円)
払戻方法	満期日以降に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時のスーパー定期預金の1年ものの店頭表示利率に当金庫の定める利率を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。元金自動継続定期預金で、年金定期預金をお預け期間中、継続して当金庫にて年金をお受取りいただくことで、満期日の年金定期預金の利率で自動継続させていただきます。ただし、満期日時点において当金庫にて年金の受取りが確認できない場合は、利率上乗せのないスーパー定期預金1年ものの店頭表示利率での自動継続扱いとなります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	・ 20%の源泉分離課税 (国税15%、地方税5%) (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります) ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表 (定期預金の中途解約利率一覧) の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期日前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課 (9時～17時、電話：073-432-7118) までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ 普通定期預金の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)